

# 農耕作業用トレーラの軽自動車税の 標識交付申請について（お願い）

## 農耕作業用トレーラに対する課税について

トレーラタイプの農作業機が「農耕作業用トレーラ」として、道路運送車両法施行規則別表第一において国土交通大臣が指定する農耕作業用自動車に指定されました。

これにより自動車の種別は大型特殊自動車または小型特殊自動車とされ、小型特殊自動車については、これまでの固定資産税（償却資産）から軽自動車税（種別割）へ変更となりますので、ナンバープレートの交付手続きが必要となります。

### 農耕作業用トレーラの具体例

スプレーヤ（薬剤散布機）、マニユアスプレッダ（堆肥散布機）、ロールベアラー（集草機）、トレーラ、バキュームカー 等

## 課税対象となる農耕作業用トレーラの判断基準

- ・公道を走行するための構造要件や保安基準を満たしている
- ・農耕作業用自動車として条件を満たしている

農耕トラクタのみにけん引され、農地における肥料・薬剤等散布、農耕作業や農業機械等の運搬作業を行うために必要な構造を有する被けん引自動車です。

けん引車の種別 (農耕トラクタ)	公道走行における けん引時の最高速度	被けん引車の種別 (農耕作業用トレーラ)
小型特殊自動車	時速 35km 未満	小型特殊自動車 (軽自動車税)
大型特殊自動車 (けん引時の速度制限あり)		
大型特殊自動車 (けん引時の速度制限あり)	時速 35km 以上	大型特殊自動車 (固定資産税)

## 農耕作業用トレーラの申告手続き等について

課税対象となる農耕作業用トレーラを所有している場合、ナンバープレートの交付申請手続きが必要です。ただし、農耕トラクタに直接装着できるタイプの作業機は含まれません。

なお、ナンバーの交付を受けた車両を今まで償却資産として申告していた方は、償却資産の申告時に、減少資産として申告することを忘れないようお願いします。

### ナンバープレートの交付申請手続きに必要なもの

販売譲渡証明書（お持ちの場合）、車名・車台番号がわかる書類

※小型特殊自動車は、公道走行の有無にかかわらずナンバープレートをつける必要があります。これは軽自動車税（種別割）の課税客体であることを示すものです。公道走行をするには灯火器および反射器を備えているなど一定の要件を満たしている必要があります。

## 問合せ

税務住民課税務グループ ☎ 2513